

5 用語集

用語	説明	ページ
あ行		
維持管理	既存建物や施設について性能及び機能を維持するために行う行為。	P. 3
維持管理・運営費用	公共施設の光熱水費や維持管理に係る委託費など（維持管理費用）や、運営に係る人件費など（運営費用）。	P. 13
一部事務組合	本市以外の団体が、公共サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。本市では、西知多医療厚生組合（病院など）が該当する。	P. 105
インフラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路網などの都市基盤。	P. 2
インフラ長寿命化基本計画	老朽化対策に関する政府全体の取組として、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月にとりまとめられた計画。この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。	P. 3
インフラ長寿命化計画（行動計画）	「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国、自治体レベルで策定する計画。本市の公共施設等総合管理計画が該当する。	P. 3
か行		
稼働率	ある期間の最大限利用可能な定員数・開館時間等に対する実際の利用者数・時間等の割合。	P. 38
借り上げ制度	民間事業者等が建設・保有する住宅を借り上げ、公営住宅として活用すること。	P. 103
企業会計	地方自治体が経営する水道などの公営企業に関する会計の総称。	P. 11
橋りょう	河川や路線などの交差物の上に架け渡し、道路などを通す構造物。	P. 2
広域化	同じ用途の施設を複数の地区や自治体で所有、活用すること。	P. 92
公共施設等総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。	P. 2
更新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為（建替えを含む。）。	P. 2
高齢化率	老年人口（65 歳以上の人口）が人口の総数に占める割合。	P. 9
固定資産台帳	固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまでその経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。	P. 141

個別施設計画	公共施設等総合管理計画の下位に位置する計画であり、所管省庁の指針等に基づいた長寿命化計画、維持管理計画などで、再配置計画や長寿命化保全計画も含まれる。	P. 3
コミュニティバス	行政が中心となって、委託や自らの運営により、既存の定期路線以外に必要としている地域に走らせるバスのこと。	P. 25
さ行		
歳入	地方自治体の一会計年度における一切の収入。	P. 25
再配置方策	公共施設の効率化を図るため、用途や利用圏域などで整理し、統廃合などの施策検討を行う方策。	P. 2
市街化区域	まちが無秩序に広がっていくのを防いで計画的なまちづくりを進めるため、今後計画的に市街地にしていく区域。	P. 6
市街化調整区域	まちが無秩序に広がっていくのを防いで計画的なまちづくりを進めるため、市街化をおさえる区域。	P. 6
事後保全	施設あるいは部位に破損が生じてから修繕するなど、何か不具合が起きてから、対応する保全方法。	P. 19
指定管理者	公の施設について、地方公共団体の指定を受けて管理を行う者。指定管理者制度の適用を受けた団体・事業者。	P. 48
指定管理者制度	2003（H15）年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO 法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことができるようになった。官民連携手法の1つである。	P. 97
集約化	サービス・機能が同じ複数の施設を集めて1つの施設とすること。イメージはP. 24 参照。 ※総合管理計画時の統合・統廃合	P. 2
受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。	P. 19
小中一貫校	1人の校長の下で9年制の教育を行う学校（義務教育学校）、もしくは、組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す学校のこと。	P. 51
譲渡	公共施設を民間事業者や地域団体に無償もしくは有償でゆずりわたし、市が施設を所有しなくなること。	P. 20
人口動向	一定期間内の人口の傾向。	P. 2
生産年齢人口	人口のうち、15歳から64歳の人口。	P. 9
専有施設	あるサービス・機能が単独で所有し、他のサービス・機能と共用していない施設のこと。	P. 74
相互利用	他自治体と協定等を結び、互いの所有する公共施設をそれぞれの住民と同じ条件（料金、利用者登録等）で利用すること。	P. 20

増築	既存建物に建て増しをする、又は既存建物のある敷地に新たに建築すること。本計画における増築は主に前者を指し、延床面積が増加する。反対、既存建物の延床面積が減る場合は減築と呼ぶ。	P. 35
総量の適正化	公共施設の延床面積総量を、将来の需要や負担できる費用に合わせた適正な量にすること。	P. 19
た行		
大規模改修	建物の長寿命化を目的に予防保全的に行う全面的な工事。	P. 2
耐震基準	建築基準法によって定められた、地震の際に建物が安全であるために備えていなければならない技術的基準。	P. 11
耐用年限	耐用年数と同じ意味で使われることもあるが、本計画では耐用年数の中でも、主に公営住宅法における「耐用年限」を指す。同法施行令で、耐火構造が70年、準耐火構造が45年、木造が30年とされている。	P. 102
耐用年数	建物などが使用に耐えなくなるまでの利用年数。	P. 23
多世代交流	子どもから高齢者まで、多様な世代が、世代を超えた交流・協力を行うこと。	P. 21
多目的トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレ。多機能トイレとも呼ぶ。	P. 25
地域包括ケア	高齢化に伴い増加する認知症の人や要介護認定者が、住み慣れた家庭や地域において安心・安全に暮らせるように、その暮らしを地域全体で支えていくこと。そのために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステム（地域包括ケアシステム）の構築が求められている。本市では「知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂 知多 あったか長寿プラン 21」において、地域包括ケアシステムの構築・推進が掲げられている。	P. 87
長寿命化	計画的に日常修繕・大規模改修をすることで、構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。	P. 2
長寿命化保全計画	建物を安全・安心に使用できるよう良好な状態を確保するために必要な維持・修繕等の内容や実施時期を定めた計画。	P. 4
適正化	規模や金額、水準等を、実態や需要に合わせた過不足ない状態にすること。適正な状態にすること。	P. 19
転用	現在の使用用途を変更し、既存の施設を有効活用しつつ、別の用途として使用目的を変更すること。	P. 19
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など将来世代に渡り使用するような施設・都市整備基盤に要する経費。	P. 12

統廃合	機能が重複する複数の施設について、あるものは統合、あるものは廃止し、1つの施設にまとめること。	P. 2
な行		
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち教育・保育を一体的に実施する他、地域の子育て支援も行う施設。基準に従い、各都道府県知事等が認可・認定する。	P. 69
は行		
ハザードマップ	一般的に、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。	P. 7
PFI	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)	P. 19
PDCA サイクル	管理業務を円滑に進める手法のひとつ。次の4段階を繰り返し、継続的に業務を改善しようとする考え方。 1. Plan (計画) : 従来の実績や将来の予測などをもとに業務計画の作成 2. Do (実施、実行) : 計画に沿って業務を遂行 3. Check (点検、評価) : 業務の遂行が計画に沿っているかどうかの確認、評価 4. Act (処置、改善) : 計画に沿って遂行されていない部分の処置、改善	P. 140
PPP	行政と民間がパートナーを組んで事業を行う、「官民連携」の形。(パブリック・プライベート・パートナーシップ)	P. 19
複合化	機能が異なる複数の公共施設を1つの施設に合わせて整備すること。	P. 20
複合施設	複数の異なるサービス・機能を1つの建物に集めた施設。複合化された施設。	P. 42
普通会計	決算統計(総務省の地方財政状況調査)において、地方公共団体相互間の比較や時系列比較が可能となるように、公営事業会計以外の会計を統合して1つの会計にまとめたもの。本市の普通会計は、一般会計から、在宅ケアセンターで実施している訪問看護事業分を除いたもの。	P. 12
普通財産	行政財産(公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産)以外の一切の公有財産。	P. 15
フルセット主義	1つの地方自治体があらゆる種類の公共施設を一揃えに整備すること。	P. 20

平準化	年度毎にバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度にならず作業。	P. 2
包括化	複数のもの、作業などを、1つにまとめて管理・実施すること。	P. 19
ま行		
民間施設による代替	民間施設でサービス・機能を代替し、市営施設を廃止すること。イメージはP. 24 参照。	P. 22
民設民営	設置・建替え、運営ともに、民間が主体になって行うこと。	P. 67
や行		
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。公共施設においては、国土交通省より「ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン」が作成されており、対象者が利用する動線上にある施設の各部位及びそこで行われる行為を対象とし、災害等の緊急時に避難する動線上の部位及び行為についても考慮することとして、基本的な方針や考え方、各段階におけるレビュー等を掲載している。	P. 25
用途地域	住みよい環境を保ちながら、工業生産や商業活動などの都市としての活動をスムーズに行っていくには、ここは住まいを建てる地域、ここは工場を建てる地域といった具合に土地の使い方のルールが必要になる。この地域分けを「用途地域」と言う。本市は市街化区域内を12種類の用途地域に分けており、それぞれの用途地域の種類によって建てられるものが異なる。	P. 6
予防保全	公共施設等を長寿命化するための保全管理の方法で、建物や施設及び設備の異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建物や施設の部材を適切に保全する方法。	P. 12
ら行		
LCC（ライフサイクルコスト）	計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。イニシャルコストとランニングコストに分けられる。	P. 19
ランニングコスト	運営及び維持管理に必要な費用。	P. 19
利用圏域	ある施設を主に利用している人、もしくは利用を想定している人が多く含まれる地理的な範囲。たとえば、市全域の市民から多くの利用がある施設は市全域が利用圏域、主に中学校区内の住民の利用を想定している施設は中学校区が利用圏域である。隣接する自治体からも利用があるような施設は、隣接する自治体も利用圏域に含まれる。	P. 20